

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和 2 年 1 2 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

1 農林水産省協同組合等検査規程の一部改正に伴う改正

- (1) 検査命令書について、様式を規定し、検査対象者に対して提示するための改正を行う。
- (2) 身分証明書について、検査対象者に対して提示するための改正を行う。
- (3) 検査通告書について、様式を規定し、検査対象者に対して交付するための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 本文 第6の3の(7)、別紙様式1及び別紙様式2(第6の3の(7)関係)
- (2) 本文 第6の3の(8)
- (3) 本文 第6の3の(9)、別紙様式3(第6の3の(9)関係)

2 請求検査要領の整備

- (1) 請求書面、検査命令書について、押印を不要とするための改正を行う。
- (2) 講評について、ウイルス性感染症の感染防止等の観点から、現地での口頭に限定しないこととするための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 別添2 請求検査要領 第2の(3)、別紙様式 検査命令書
- (2) 別添2 請求検査要領 第5の(1)

3 検査協力依頼文書例の整備

検査協力依頼文書例について、押印を不要とするための改正を行う。

【該当箇所】

- 別記様式1 検査協力依頼文書例(第6の4の(1)関係)

4 様式の整備

- (1) 検査報告書について、検査責任者の所見を記載することを可能とするための改正を行う。
- (2) 確認表について、脚注で説明事項を記載することを可能とするための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 別記様式2-1 検査報告書（第7の1関係）
- (2) 別紙1 確認書様式（別紙）確認表（信用事業の場合）

5 その他所要の改正

II 施行時期

令和2年12月25日